

昼休憩時間帯の令状部窓口利用に関するお願ひ

R6.6.20 大阪地裁令状部

【お願いの内容】

緊急性のある事項を除き、正午から午後1時まで、令状部窓口を利用することを控えていただきたい。

【お願いする理由】

職員の昼休憩確保のため。保釈担当係の窓口業務として、国選弁護人選任書の交付、勾留状謄本(写し)の交付申請、接見禁止一部解除の職権発動促し、令状部から依頼した追加資料提出等が考えられる。このうち、最後の追加資料提出は裁判所から依頼したことであり、こちらとしても受け取るだけでよいので窓口を利用してもらってもよいが、他の業務は緊急性がある案件が多いとは思われないため、午後1時まで待っていただくことがあることを理解していただきたい。

以上